

令和３年度 第１回河南町特別職報酬等審議会議事録（要旨）

日 時 令和４年２月４日（金） 午後２時から

場 所 河南町役場４階 大会議室

出席者 古川成吉会長、前田淑子委員、石原佑也委員、村元保男委員、吉岡賀子委員

事務局 総務部 渡辺部長、人事財政課 後藤課長、野川主任

【議事内容】

○事務局 定刻となりましたので審議会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から、令和３年度第１回特別職報酬等審議会を開催させていただきます。初めに事務局から今回の会議で使用します、議事録作成についてご説明させていただきます。音声データを文字に起こすシステムですので、発言の際にはマイクの使用をお願いします。なお、委員の皆様の委嘱状につきましては、資料とともに机の上に置かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、ここで、町長から皆様にご挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

○町 長 （あいさつ）

○事務局 ありがとうございました。

まず初めに、第１回の審議会でありますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

（委員紹介）

○事務局 引き続きまして、事務局を紹介させていただきます。

（事務局紹介）

○事務局 ここで審議に入ります前に、河南町特別職報酬等審議会条例についてご説明申し上げます。資料７をお開きください。

（条例 読み上げ）

○事務局 なお、本審議会の議事内容を後日、事務局にてまとめさせていただきますが、これは情報公開の対象となりますことを申し添えさせていただきます。
それでは、これから会議を始めていただきますが、本日は第１回目でございますので、会長の選出をお願いいたします。審議会条例第４条第１項の規定

に基づき、互選により会長を選任させていただきたいのですが、会長の選任につきまして、どなたかご意見ございませんか。

○委 員 区長会会長の古川さんをお願いしたいと思います。

○事務局 他にございませんか。

他にないようでございますので、会長は古川委員にお願いするということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 ありがとうございます。

それでは、会長は古川委員に決定させていただきます。それでは、古川会長、会長席へ移動お願いいたします。

それでは、会長からご挨拶を一言よろしくお願いいたします。

○会 長 皆様、改めまして、こんにち。ただ今ご指名をいただきました区長会の古川でございます。今この諮問会議に初めて出席をさせていただいて、人の給料を決めるという大役を、務まるか務まらないかよくわかりませんが、皆様のご協力を得まして、円満に、普通にやっていきたいと思っています。皆さんからいろいろな意見を聞きながら、決定をしていきたいと思っています。ご協力のほどよろしくお願いをして、挨拶に代えたいと思っています。ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。それでは、森田町長から特別職の報酬等の額について諮問をしていただきます。

○町 長 河南人第64号、令和4年2月4日。河南町特別職報酬等審議会会長古川成吉様。河南町長、森田昌吾。

特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について（諮問）

町長、副町長及び教育長の給料の額について、諸般の情勢から検討の必要があると思料いたしますので、河南町特別職報酬等審議会条例に基づき、貴審議会の意見を求めます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○会 長 はい。

○事務局 ここで、町長は他の公務がございますので退席させていただきます。

○町 長 よろしく願いいたします。

○事務局 町長からの諮問書の写しを皆様にお配りします。

それでは、規定によりまして以降の議事進行につきましては、古川会長にお願いいたします。古川会長、よろしくお願いいたします。

○会 長 はい、わかりました。それでは、皆様のご協力で短時間の内に良い結果を出したいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、会議次第の第6、資料説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、資料の説明をさせていただきます。ホチキス止めとクリップ止めの資料があるかと思いますが、令和3年度河南町特別職報酬等審議会資料と書いてある方をまずご覧いただきたいと思います。

資料1をご覧ください。特別職等報酬の改定経過ということで、町長・副町長及び教育長のこれまでの報酬の改定状況を記載しております。

現在の条例上の本則の額は、平成5年4月1日に施行されたもので、町長の月額報酬は840,000円、副町長は700,000円、教育長は670,000円となっております。

平成13年4月1日の審議会では、その額で据え置きという形になっております。

その後、平成15年12月1日に、この際には審議会には諮っておりませんが、町長が5%、副町長及び教育長が3%とそれぞれカットとなっております。

その後、平成19年1月1日には、報酬等審議会を開催し答申をいただいております。武田前町長が平成18年4月1日に就任していますので、ここからが武田前町長就任後の改正となっておりますが、条例上の本則840,000円に対し、附則で10%をカットするということで756,000円となっております。副町長、教育長につきましても附則で3%カットし、それぞれ679,000円、649,900円となっております。表中のパーセントは前回の改定額に対する率でして、私が今、口頭で申し上げている率とは異なりますのでご了承ください。

その後、平成20年10月1日、平成22年4月1日、それぞれ報酬等審議会の答申をいただき、条例本則の報酬額を据え置き、附則においてそれぞれ町長が10%、副町長・教育長が3%のカットとなっております。

そして、平成26年4月1日には、資料4にもございますけれども、その間の人事院勧告による一般職の給与の削減や議員報酬の3%カットなどを勘案して、削減率を3%上乘せしまして、町長が13%カット、副町長・教育長が6%カットとなっております。

平成30年4月以降、町長は10%をカットするということで756,000円、副町長、教育長につきましても附則で3%カットし、それぞれ679,000円、649,900円となっております。そして欄外に記載していますが、令和2年6月から8月までは森田町長就任直後になりますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大による住民生活への影響を踏まえまして、自身の報酬をこの3ヶ月間、30%カットされ、588,000円とされました。こちらの方につきましても、報酬審議会の方にはお諮りしておりません。なお、副町長・教育長につきまして改定はございません。

結果といたしまして、現在、特別職の報酬の額につきましては、町長が10%カットの756,000円。副町長が3%カットの679,000円。教育長が3%カットの649,900円となっております。減額の期間は令和4年3月31日までの間となっている状況でありまして、これ以降の報酬の額につきまして、今回皆様にご審議いただきたいと考えております。以上が特別職等報酬の改定の経過でございます。

次にめくっていただきまして資料2でございます。資料2は、府内町村長等の特別職の給料比較でございます。直近の状況ということで、令和3年4月1日現在の比較でございます。各町村それぞれ上下2段で報酬の額を示しておりますが、上段は条例本則の額、下段はカット後の実支給額であります。島本町は本則どおりの支給となっております。豊能町につきましては本則上820,000円ですが、40%カットし492,000円の支給となっております。

そのほか、カットされている団体は忠岡町・熊取町・岬町・太子町・本町を含めまして6団体であります。河南町は先にご説明しました通り、平成30年4月から、本則840,000円のところを、756,000円として10%カットしております。町長の報酬の月額を府内の町村で比較いたしますと、順位の欄に丸印で記載しておりますけれども、本町の町長の報酬の月額

は、条例本則上でいきますと、府内の町村の中で、最も高い金額で、減額措置後の実支給額の方では、2番目に高い金額となっております。同様に、副町長の報酬につきましては、条例本則上の順位が3番目でございますが、実支給額は2番目となっております、教育長につきましては、条例本則の金額が、最も高い金額でございますが、実支給額は2番目となっております、ただし資料の右側に記載の通り、地域手当を支給されている団体が5団体ございます。

そのため資料3としまして、地域手当を含めた月々の支給額で比較をしております。まず、町長でございますが、地域手当を加味いたしますと、条例本則上では河南町は4番目、実際の支給額ベースでは3番目ということになります。めくっていただきまして、副町長につきましては、条例本則上は4番目、実支給額では3番目となっております。めくっていただきまして、教育長は条例本則上では3番目、実支給額では2番目となり、資料2と比べますと、順位が下がりますけれども、それでも真ん中よりは上位といった位置となっております。以上が、特別職の給料の現状ということになります。

続きまして資料4でございますが、こちらの方は、任期中に支給されます給料・地域手当・期末手当・退職手当の総額を比較したものとなっております。A3の横長でつけさせていただいているものです。本則ベースでの比較を、資料の右肩に資料4-1として表記しております。そして、減額後の実支給額ベースでの比較表を、資料の4-2として、分けてホッチキス止めさせていただいております。

まず、資料4-1の本則ベースでございますけれども、表の左側の給料月額それから地域手当の支給額、ずっと右に目をやっていただき、期末手当の支給額、それから退職手当の額から、さらに右の方にあります町長にあっては、任期中の総支給額を算出させていただきまして、それを任期の4年で割って、その右側の年収ベースの額を算出しております。表の右から2行目になりますけれども、本則ベースの年収比較では、忠岡町の1,945万8,347円が最も高く、田尻町の1,350万7,810円が最も低くなって、河南町は1,785万8,400円で5番目の水準となっております。

続きまして、資料の4-2をご覧くださいと思います。同じくA3の表

になっております。こちらの資料の４－２につきましては、減額後の実支給額ベースでございますけれども、表の仕様につきましては本則ベースと同じでございます。先ほどの４－１と同じでございますけれども、一番左の給料月額が、減額後の額で、それぞれ算出しております。

その減額後の月額合計を算定の基礎といたしまして、本則ベースと同様に、地域手当それから、期末手当支給額・退職手当支給額を算出しております。右側の備考欄の方に記載しておりますけれども、忠岡町・熊取町・太子町は現町長の任期中におきましては、退職手当の支給はございません。また、千早赤阪村は現村長任期中において、退職手当の支給を５０％減額されております。それらをもとに年収ベースで比較いたしますと、これも同じく右から３番目の行を見ていただきたいのですが、島本町が１，８２２万３，０８０円で最も高く、熊取町が１，０８８万３，６５６円で最も低くなっております。一番下の河南町につきましては、１，６０７万２，５６０円で３番目の水準となっております。

引き続きまして、審議の参考にということで、近年の報酬等審議会の答申の状況についてご説明させていただきたいと思います。めくっていただきまして、まず資料５をご覧くださいと思います。平成２６年度の審議会におきましては、特別職の給料の額等につきましてご審議をいただきました。一般職の職員給料の減額の傾向や、町議会議員が３％削減することも考慮いたしまして、それぞれ従来の削減率に３％を上乗せして、町長は１３％削減、副町長・教育長は６％削減との答申をいただいております。これにつきましては、平成３０年３月３１日までの措置ということでございました。

続きまして、資料の６をご覧くださいと思います。平成３０年度の審議会におきましては、特別職の給料の額につきまして、審議をいただきました。退職手当も含めた総額ベースで、府内市町村と比較しますと、当時、退職手当の額が相当低い水準にありましたので、町村平均を下回る状況でありましたけれども、月々の給料の月額については、高い水準にあることや、本町の人口の動向や財政状況、住民感情等も考慮して総合的に判断されました結果、町長は１０％の削減、副町長及び教育長は３％削減との答申をいただいております。期間につきましては、令和４年３月３１日までの措置でございし

て、この答申に基づき、条例の改正を行ったわけでございますけれども、この期間がこの3月31日をもって満了するために、以後の給料のあり方について、今回皆様にご審議いただくものでございます。審議経過及び内容の詳細につきましてはそれぞれ記載のとおりでございます。

続いて、別冊になっておりますけれども、参考資料と題してホチキス止めの資料をご覧くださいと思います。1枚めくっていただきまして、資料1ページになりますが、人事院によります給与勧告の状況を記載しております。ボーナスを含めました行政職の平均年間給与は、表の一番右端の欄になりますけれども、平成26年度以降は増額改定が続いておりましたが、令和2年度にマイナス0.3%、令和3年度にマイナス0.9%と、ここ2年間は減額改定が続いております。表の左側になりますけれども、直近2年は月例給の改定はございませんでしたが、特別給、いわゆるボーナスの支給月数が減額されている状況でございます。

資料の2ページ目以降は、今回資料で比較させていただきました、大阪府内町村の概要等を示した資料となっております。

10ページ目をご覧くださいと思います。本町の概要が掲載されておりますので、若干ご説明させていただきます。

左側の中ほどになりますけれども、人口という表があると思いますけれども、国勢調査の結果によるものでございます。人口につきましては、減少傾向が続いております。15歳未満、15歳から64歳までの人口割合が減少し、65歳以上の割合が反対に増加し、高齢化が進んでいる状況でございます。その下になりますけれども、行政職員の職員数でございます。こちらの方は、137人で、その横の本町の職員の給与と国の職員の給与を比較しましたラスパイレス指数につきましては、102.5%となっております。

右側の一番上の財政の欄をご覧くださいと思います。(1)決算収支(普通会計)でございますけれども、一番右端の財政力指数の令和2年度の値が、0.454となっております。この数値が低いほど、財政力が弱いとされておりまして、国からの交付税への依存度が高くなります。その横の経常収支比率は、91.3%となっております。この数字が高いほど、自由に使える費用が少ないということが言えます。

続いて（２）主な歳入・歳出でございます。令和２年度の決算の状況では、歳入では、町税が１５億１，２００万円で、歳入全体に占める割合が１９．３％。その下の依存財源と言われます国から交付されます地方交付税が、２１億２，２００万円で、構成比は２７．１％となっております。国府支出金が前年度に比べて大きく増額となっておりますけれども、国の施策として実施されました、住民１人に１０万円の給付が行われたことなどによるものでございます。

中ほど右側の（４）には、町の積立金、それから地方債の残高状況が記載されております。積立金が、いわゆる貯金でございまして、地方債が、いわゆる借金となっております。

それから（５）健全化判断比率は、財政の健全化を判断する指標でございますけれども、実質公債費比率は、５．９％。将来負担比率は１５．９％で、いずれも国の基準はクリアしている状況でございます。

続いて（６）連結実質赤字比率でございますけれども、連結実質収支は黒字で、資金不足はございません。

その右側（７）は、将来負担額の状況でございまして、将来の負担額が、小計欄の９３億１，４００万円に対しまして、充当可能財源が８７億３，４００万円となっております。以上で本町の概要の説明とさせていただきます。次に１２ページの方は、今申しました指標等について、大阪府内の町村の合計、それから平均値でございます。次の１３ページの右側に大阪府内市町村の財政力指数がございます。河南町は、表の下から２段目にございます。１４ページは、健全化判断比率や、資金不足比率でございます。１５ページの右側は、職員のラスパイレス指数で、１６ページの左側が職員数、右側が特別職の報酬となっております。そして、めくっていただいて１７ページが、議員の報酬等でございます。１８ページにつきましては令和２年度の決算に関する資料となっております。以上で参考資料を含む資料の説明を終わらせていただきます。

○会 長 何か、聞きたいことはありますか。

○委 員 私は今説明して頂いて、ちょっとクエッションのところがあります。森田現町長は資料１で新型コロナウイルス感染症の拡大により、その影響を踏

まえて減額ということですが、これは令和２年６月から８月までの３ヶ月間のみの減額ですか。

○事務局 はい、そうです。

○委員 今現在は平成３０年４月１日の７５６，０００円で、今もずっと続いているということですか。

○事務局 はい、そのご理解で結構でございます。

○会長 他に何か、わかりにくいところがあったら聞いといてもらったらと思います。

○委員 はい。

○会長 ３番目とか、５番目とか書いてくれていますが、７５６，０００円っていうのは、１０％減額しての金額ですよ。１０％を戻したら８４万円になるということですか。

○事務局 そうということです。現状は７５６，０００円。今は減額措置期間中でございますして、１０％削減後の７５６，０００円となっております。

○会長 なるほど。高いか安いかわからないけど、一般的に申しまして、ここ２０年間ほど、一般企業の金額、給料ベースは上がっていません。一時期はどんどん増えてきたけれども、頭打ちをしまして、２０年、１５年間ぐらいは、給料全体が上がってないというのがありますし。コロナで職を失って非常に苦労されている人が多くおられるということもお聞きしていますので、いろいろな考えの中で、皆さんからご意見をいただけたらと思います。今、思いますのに、三つぐらいあると思います。このまま１０％カットのままの金額でいくというのが一つ。もう一つは、１０％元へ戻して８４万円に戻すというのも一つ。先ほど申し上げましたように、今非常に厳しい時代が続いている中で、もうちょっと減らしていくという考え方も一つ。増やすか、このままいくのか、減らすのかという、もうこの三つしかないわけですが。これを、今いただいた資料をよく見ていただいてね。次のときに、一人一人の委員の人からいろんな意見を聞かしてもらって。今日、決めなくてもいいですか。方向性を今日出さないでだめですか。

○事務局 今日、方向性を出していただけたらありがたいです。

○会 長 わかりました。方向性を見つけていけないといけないと思いますので、何かあれば言ってください。

○委 員 ちょっと今このコロナ禍っていう状況が多分2年ぐらい続いて、町の財政状況、今後の見通しがどれくらいなのかを分かる範囲で教えてください。コロナに関して河南町民にいろんな施策を打っていただいたと思います。たぶん元々予定していなかった予算が使われていると思います。そういった部分は補助金で賄われていて問題ないのか、町からの持ち出しがあるのかを分かる範囲で教えていただきたいです。

○事務局 財政状況ということですが、何年か前まで、かなん桜小学校の統合事業に伴います小学校の改修工事、それから令和2年度に開園しました中村こども園の整備工事等と、結構大きな大規模建設工事を実施しておりました。その関係で、数億円の事業費を使い、国・府の補助金も活用しましたけれども、地方債を発行させていただいて、財政負担を平準させていただいている状況ですので、今後、その借金の償還が財政を圧迫する可能性はございます。また大きい事業関係としましては、旧庁舎の取り壊し工事を今やっていますが、消防署の周辺は、従来町民体育館、青少年スポーツセンターなど、いろいろあったのですが今のところはもう全部閉館しているという状態でございますので、そういった公共施設の跡地利用というのが、今後の財政状況にいろいろ影響してくるのではないかなと思っています。また、近年、町税の方は減ってきている状態にございます。反対に、その部分ではないですが、国から交付されます地方交付税に、やはり頼らざるを得ない状態が続いている状態にございます。交付税につきましては正直言ってここ何年かは、国の方も、地方の財源確保ということで、増額されている傾向にはあるのですが、それがいつまで続くかわからないし、やはりその交付税に頼る財政ではいけないような状況になってきているのは事実でございます。

新型コロナによる影響は、基本的には町の歳出がほぼないと思っていただいて結構です。国から下りてくる財源を活用した上で、皆様方にいろんな給付などをさせていただいてまして、町独自の一般財源をもって、支出しているということはないので、コロナによる影響で財政に影響を与えて

いるというところは排除していただいても構わないと。今、申しましたように、一般的には、これから今までした借金の返しがあるので厳しい状況が続きますよ、ということでご理解いただいて結構です。

- 会 長 他に何かありませんか。意見だけ聞かせてもらったらよろしいかと思います。人の給料ですので、なかなか言いにくいところもあろうかと思います。しかし一般論としての意見を聞かせてもらえたらと思います。
- 今日ここで発言したことは残るのですか。

- 事務局 会議公開の原則がございまして、ホームページの方でも毎回、この審議会の議事録につきましては、概略につきまして公表させていただいておりますので残ります。けれど、委員特定の個人名までは出しておりません。ただし、会長だけは会長と表記します。

- 会 長 他の近隣の首長の給料もありますし、特別安いっていうのも困ったものだし、特別高いっていうのも、町民から見たら困ったものだし、その辺はやっぱりじっくり考えて方向性を出していきたいなと思います。

- 委 員 ちょっと町長の報酬の件じゃないのですが、参考でいただいた行政職の職員さんの資料ですが、平成元年からだいぶ減っていますよね。

- 事務局 今見ていただいているのは、参考資料の1ページですよ。人事院勧告に基づきます改定の状況なのですが、見ていただいている三角がついているのはやっぱり減額になっている部分でございまして。平成26年度以降はプラスの改定でございまして、今おっしゃっていただいているように令和元年度から令和2年度にかけて、それから令和3年度にかけていったところが、給料の月額について改定はないので、棒線を引っ張っている状態でございすけれども、期末手当・勤勉手当ですね、いわゆるボーナスの方は、減額の勧告がされているということで、給与全体から見ると、ここ2年は減額改定が続いています。

- 委 員 3年の間にどんどん減っている状況ですね。議員の報酬、どこかにありましたね。

- 事務局 議員の報酬につきましては今回、特別職のことなので、特段資料の方はつけさせていただいていませんけれども、3%カットをさせていただいていた時代がございました。確か平成26年の7月から平成28年の10月改

選までの間は３％カットです。平成２８年度に議員の選挙がございましてそこで改選になったのですが、そのあとにつきましては、こちらの審議会に諮問させていただいたところ、引き続き３％という答申をいただいたのですが、実際のところ、条例は改正されずに、本則のままカットなしといった状態です。

○委員 報酬審議会の方で、３％カットが決まって答申したのですが、議会の方で否決されましたね。町長の報酬が減額になるかわからないですけど、やはり職員とか、議員とか河南町内のことも聞いとかないといけないからちょっと開きました。

○会長 さっき言ったように、そのままいくのか、８４０，０００円に戻すのか。まだもうちょっと下げた方がいいかという議論しかできない。一般的な議論として町長は、社長や所長。副町長と教育長が重役として、それから見たら、町長と、副町長・教育長にあんまり差がついてないなって思うのが正直、僕の意見です。やっぱり仕事の大きさっていうのは責任の重たさっていうのに変えられてくると思う。町長の責任ということから見て、副町長と、教育長の責任の重さというのはそれぞれにあると思うわけですが、でも、町長は、全部の責任を取らないといけないということですね。子どものことに関しても、いろんなことに関しては、教育長だけの責任で済むのかと言うと、そうでもない。やはり町長が最終的には責任を持つ。やはり副町長はどうしても町長のサブに回る。やはり手薄なところに回っていくということでありましたよね。その辺から見たら、この金額の差というのは、もし我々の一般社会の会社から見たら、責任の重たさから見たら、今の現行の給料が安いと言っているのではなくて、他の者に比較したら、ちょっと差がついてないのかなという思いがあります。いずれにしても、やはり給料というのは、高いほどいいわけです。責任の重たさ、仕事の仕方、これが一番大事なことだと思います。いくら給料が高くても、安くても、給料に見合う仕事をしてくれるかどうかと言うのが一番大事なことだと思います。やはり高ければもらう方は結構。責任というのがついて回るわけですよ。給料に対しての責任、それがやはり大事なことだと思うし、よそから見て河南町の給料が安いと思われても具合悪いし、難しいところです。

あまり見てもわからないけど、河南町の職員の給料は安いという話だと。ある人が、役所へ行くということで試験受けようって言ったけど、河南町の給料が一番安いからやめておくわと言って。職員の給料について、事務局はさっき102と言っていましたね。決して安くはないということですか。

○事務局 国と市町村を比較するのですが、どちらかというと、国より初任給は市町村の方が高いです。国の若い世代の初任給より、町は初任給を上げています。優秀な方に来て欲しいので。昇任試験も早めに受けていけるので、国と比較すると若年層の給与水準は、やっぱりちょっと高い。高齢層になるとそうでもないのですが、結局その辺で初任給とかそういうのが国より高く設定しているので、比較すると102と高くなっていると理解してもらったら。

○会 長 さっき事務局から説明したように、今のままでも安くもないし高くもないし。

○委 員 会長がおっしゃるように、町長の報酬は10%カットぐらいでどうかと思うのが気持ちですが。副町長並びに教育長の報酬もどうするかっていう議論も必要やけど。皆さん、資料を持ち帰ってもらって、ゆっくり見てもらって、わからないところがあったら事務局の方に尋ねていただいてね、また自分の思いとして、意見をいただけたらいいかなと思います。

○会 長 そうさせてもらいたいと思います。まずはやはり考え方をね、皆さんで諮ってってもらいたいなと思います。次回、このぐらいでいこうかという意見は一致すると思います。

次回の日程を決めてもらって、その時に皆さんから、方向性を一つにして、出していくということで、お願いをしたいと思います。

○事務局 では、持ち帰って検討していただいて、次回の会議でそれぞれのご意見をいただいた上で会長の方でまとめていただくということでよろしいでしょうか。

○会 長 はい

(日程調整)

○事務局 今回は2月15日(火)午前10時に、皆さん方のご意見をいただいた上で、その日に会長がこれでいくって決めていただいたら、その日にも町長

の方に答申という形で出させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○会 長 はい。では協議はこれで終了します。次回もよろしくお願いします。